

基本使用水量の変更に係る要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第25号。）第6条、第7条及び第23条並びに大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第30号。以下「施行規程」という。）第5条の規定に基づき、工業用水道の基本使用水量の変更に係る必要な事項を定めるものとする。

(新規給水又は基本使用水量の増加の承認)

第2条 企業長は、施設能力に達するまで、新規給水又は基本使用水量の増加を承認するものとする。

(減量の総量及び申込期間の決定)

第3条 企業長は、基本使用水量を減ずる（以下「減量」という。）場合は、減量の総量、申込期間及び分割減量（減量を複数回に分けて段階的に行うことをいう。以下同じ。）の実施の有無を定めるものとする。

(減量の方法)

第4条 企業長は、減量を次の方法により行う。

- (1) 企業長は、工業用水道の使用者（以下「使用者」という。）に対して、減量の総量、申込期間、分割減量の実施の有無及び負担金の計算方法を告知し、減量希望調査により減量希望水量の総量を把握する。
- (2) 減量後の基本使用水量の下限は、30 m³/日とする。
- (3) 企業長は、減量希望水量の総量が、前条の規定により定めた減量の総量を超えるときは、各使用者の減量希望水量を調整する。
- (4) 企業長は、減量水量（前号の規定により水量を調整した場合は、調整後の減量水量）及び負担金額を決定し、使用者に内示する。
- (5) 内示を受けた使用者は、企業長が定める期限までに工業用水道給水申込書（変更）を提出する。ただし、期限までに工業用水道給水申込書（変更）の提出がない場合は、企業長は前号の規定による内示を取り消し、減量を実施しないものとする。
- (6) 企業長は、使用者から提出された工業用水道給水申込書（変更）に基づき減量日及び変更後の基本使用水量を定めてこれを通知（以下「変更通知」という。）するとともに、負担金の納入通知書を使用者に送付する。
- (7) 企業長は、負担金の納付を確認の上、減量を実施する。ただし、使用者が納期限までに負担金の納付を行わない場合は、企業長は変更通知を取り消し、減量を実施しないものとする。

(内示又は変更通知を取り消さない場合の特例)

第5条 前条第5号ただし書又は第7号ただし書の規定にかかわらず、特別の理由があると企業長が認めるときは、内示又は変更通知を取り消さないことがある。

2 企業長は、前項の規定により内示又は変更通知を取り消さない場合は、改めて減量日を定め、負担金の納入通知書を使用者に送付し、納付を確認の上、減量を実施するものとする。

(分割減量の場合の特例)

第6条 分割減量を実施する場合において、分割減量を希望する使用者は、第4条第5号の手續に加え、分割減量給水申込書(別紙様式)を同号の期限までに提出する。

2 第4条第7号ただし書の規定にかかわらず、分割減量を希望した使用者が納期限までに負担金の納付を行わない場合は、当該納期限の時点で未実施の減量に係る変更通知を取り消し、以降の減量を実施しないものとする。

(減量の総量調整)

第7条 企業長は、第4条第4号の規定による内示以前に、次条又は使用者の廃止に基づく減量が生じた場合は、第3条に基づき定めた減量の総量を調整できるものとする。

(本要綱の例外)

第8条 企業長は、施行規程第22条第2項第1号、第2号及び第4号に該当する場合は、本要綱に規定する手續にかかわらず減量することができる。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正前の基本使用水量の変更に関する要綱の様式により作成した用紙は、当分の間、
所要の調整をした上、改正後の基本使用水量の変更に関する要綱の様式により作成
した用紙として使用することができる。

工業用水道

分割減量給水申込書

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

住 所
会 社 名
代表者氏名

年 月 日付企会第 号にて内示のあった大阪広域水道企業団工業用水の基本使用
水量の減量について、下記のとおり、減量の分割を行いたいので申し込めます。

記

減量水量の割振り	① 年10月検針翌日～	m ³ /日減量
	② 年10月検針翌日～	m ³ /日減量
	③ 年10月検針翌日～	m ³ /日減量
減量総水量		m ³ /日減量

【分割減量給水申込留意事項】

※分割減量給水申込書の減量総水量は、内示減量水量と同量でお願いします。

※負担金は、給水申込書(変更)および分割減量給水申込書を提出いただいた後、企業団から送
付する納入通知書の期限までに納めてください。